



議員提出議案第一号

戦後強制抑留者の補償実現に関する意見書について

右事件について、別紙のとおり内閣総理大臣、法務大臣、大蔵大臣、外務大臣、厚生大臣、自治大臣、総理府総務長官に意見書を提出する。

昭和五十五年三月二十二日

提出者	三朝町議会議員	御船	積
賛成者	三朝町議会議員	福田	冢和
賛成者	三朝町議会議員	古屋	博
賛成者	三朝町議会議員	石山	利男
賛成者	三朝町議会議員	政門	正

昭和五拾五年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

戦後強制抑留者の補償実現に関する意見書

昭和二十年八月十五日大太平洋戦争の終結により、我国陸海軍将兵は武装解除を受けたる後各自平和な家庭に復帰することができました。

その中で、ソ連軍の支配下に移つた将兵同胞は「賠償に代る意味をもつ労務の提供者」としてソ連領内に拉致され、遠く中央アジアから極北に至る辺境で言語に絶する苛酷な労働を強いられてきたものであります。敗戦という精神的重荷に加えて零下四〇度をこえる気候風土と劣悪な衣食住の下での重労働は且つてのいかなる戦争にもおとらない犠牲を強いる結果となり事実その死亡率は、過去叙次の戦後を通じての最高の一〇％に及んだのであります。

我国政府は、これら抑留者とその遺族に対し、過ぐる日の忍従の労苦に対して公正に評価し、速やかに左記事項の補償をされるよう強く要望するものであります。

記

- 一、ソ連抑留者とその遺族に対して強制労働に相応する賃金補償をされたいこと。
- 二、ソ連抑留者とその遺族に対して精神的被害についての慰謝料を支給せられたいこと。
- 三、抑留期間中の犠牲大なるに鑑み恩給法上の抑留加算を二年と改正せられたいこと。

四、 現地墓参、遺骨送還を早期に実現せられたいこと。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和五十五年三月二十二日

三 朝 町 議 会